

「選挙事務に係る不適切処理に関する再発防止策」に係る答申について

12月15日付け相模原市発表資料でお知らせしましたとおり、本日、市選挙事務不適切処理再発防止委員会から市選挙管理委員会委員長に対し、「選挙事務に係る不適切処理に関する再発防止策」について答申がありましたので、お知らせします。

答申に当たっては、平成27年9月から11月までの間全6回にわたる審議において、第三者としての公平・公正な立場から不適切な処理の原因について検証がされ、その結果、4つの基本的な考え方に基つき、再発防止策が取りまとめられました。

1 答申の日時及び出席者

(1) 日時

平成27年12月18日(金)午前10時

(2) 出席者

相模原市選挙事務不適切処理再発防止委員会

委員長 松井 ^{まつい} 望 ^{のぞみ} 氏(首都大学東京都市教養学部 准教授)

委員 小島 ^{こじま} 勇人 ^{はやと} 氏(川崎市選挙管理アドバイザー)

相模原市選挙管理委員会

井上委員長、事務局長

2 答申の内容

別添のとおり

3 今後の予定

本答申を踏まえ、選挙事務の改善計画を取りまとめ、次の選挙に向けて改善策を実施する予定です。

問合せ先

相模原市選挙管理委員会事務局

直通電話 042-769-8290

対応責任者氏名 井上、安西



平成27年12月18日

相模原市選挙管理委員会
委員長 井上正明 殿

相模原市選挙事務不適切処理再発防止委員会
委員長 松井 望

選挙事務に係る不適切処理に関する再発防止策について（答申）

平成27年9月3日付けFNo. 0・4・8をもって諮問のありました標記の件について、本委員会において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

以上

写

**選挙事務に係る不適切処理に関する再発防止策
相模原市の選挙事務の再生に向けて**

平成27年12月18日

相模原市選挙事務不適切処理再発防止委員会

相模原市選挙事務不適切処理再発防止委員会

委員長 松 井 望

首都大学東京都市教養学部 准教授

委員 谷 口 優 子

弁 護 士

委員 小 島 勇 人

川崎市選挙管理アドバイザー

目 次

相模原市選挙事務不適切処理再発防止委員会の設置と基本的な考え方	1
1 再発防止委員会の設置	1
2 基本的な考え方	1
(1) 選挙事務における正確性の確保とコンプライアンス意識の徹底	2
(2) 「事務処理誤り」に対する具体的対応策の確立と「過ち」をしない 組織づくり	2
(3) 選挙事務が市の基本的な職務であることの再確認	2
(4) 市区選挙管理委員会の職責と役割分担の再認識	2
不適切処理の概要	3
不適切処理の発生原因の分析と再発防止策	4
1 投票の効力判定で判断が異なったことについて	4
2 白紙投票数が不適切に集計されたことについて	9
3 投票者総数より投票の数が多かったことについて	11
結びに	16

< 資料編 >

- 1 不適切な事務処理の経緯
- 2 再発防止委員会の開催日程と検討内容及び提出資料
- 3 再発防止委員会設置規則

相模原市選挙事務不適切処理再発防止委員会の設置と基本的な考え方

1 再発防止委員会の設置

平成27年4月12日に執行された第18回統一地方選挙の相模原市議会議員選挙南区選挙区では、当選人決定の結果を不服とする当選無効の異議申出が提出され、その審理の過程において行われた相模原市選挙管理委員会による一部当該不服に関する投票の開披再点検と、その後の神奈川県選挙管理委員会への審査の申立てに伴う全ての投票の再点検などにおいて、いくつかの不適切な処理が判明した。

市選挙管理委員会は、再点検で判明した不適切処理の原因を明らかにするため、5月に事務局内に検証チームを立ち上げて投票者総数の確認や南区選挙管理委員会事務局職員及び事務従事者からの聞き取り調査を進めるとともに、7月からは市区選挙管理委員会の事務局職員で構成する「投開票事務等の見直し検討会議」を設けて、公正・適正な選挙事務の執行を図るために必要な体制等の課題事項の洗い出しや改善策の検討作業を行ってきた。

これらの経緯を踏まえ、第三者による調査及び検証が必要と判断した市選挙管理委員会は、選挙事務に係る不適切な処理の再発を防止し、選挙事務の適正化を図るため、市選挙管理委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することを目的に、相模原市選挙事務不適切処理再発防止委員会を同年8月に設置した。

2 基本的な考え方

本委員会は、民主主義の根幹である選挙が適切に行われ、その結果が正しく示されなければならないことに関し、選挙管理委員会はもとより相模原市役所全体が自らの問題として真摯に取り組むことが必要と考える。

市職員の重要な公務の一つである選挙の執行において、事務処理誤りの発生を未然に防止しゼロにすることを目標に掲げ事務を進めることは当然だが、人が行うものである限り誤りは起こり得るとの前提に立ち、その発生を防止するとともに、万一発生した際の具体的な対応策をあらかじめ明示することが、不適切な処理の再発を抑止するために最善の対策になると考える。

市選挙管理委員会から委嘱された我々再発防止委員会は、これまでの調査及び検討作業の結果を踏まえ、第三者としての公平・公正な立場から今回の不適切処理を惹起させた原因を検証し、適切な再発防止策を提案していくことが求められているとの認識のもと、以下の基本的な考え方で検討することとした。

(1) 選挙事務における正確性の確保とコンプライアンス意識の徹底

選挙人の投じた一票が正しく開票結果に反映されなければならない。そのためには、選挙事務はその実施と結果において正確に行われることが第一であり、一つひとつの選挙事務における誤りの発生を防ぐことこそが、不適切処理の抑止となる。

また、選挙に関わる全ての職員は、自らの職務として全力を挙げて適正に事務を行うことが使命であり、社会的な要請として開票結果の早期確定が求められる状況下にあっても、高いコンプライアンス意識を保ち職務を執行することが不可欠である。

(2) 「事務処理誤り」に対する具体的対応策の確立と「過ち」をしない組織づくり

処理誤りのないように事務を遂行することは当然のことながら、予期せぬ過誤等により、選挙事務の実施においても誤りは起こり得るとの前提のもと、事務の節目節目における複数の目によるチェックにより、誤りの発生防止と早期発見に努める必要がある。

また、危機管理対応の一つとして、誤りが発生した際の具体的な対応策を事前に確立して適切な行動を促すとともに、事務従事者が開票管理者などの上司や選挙管理委員会に速やかに報告・相談ができる体制を整えておくことにより、白紙投票の不適切集計などの「過ち」をしない組織づくりに取り組む必要がある。

(3) 選挙事務が市の基本的な職務であることの再確認

市における選挙事務の取扱いは、国又は都道府県の選挙については地方自治法が定める法定受託事務であり、市の選挙については当該市の自治事務となっている。地域における防災業務などと同様に選挙の執行は行政の重要な役割であり、市の基本的な職務の一つであることを前提に全職員が再確認する必要がある。

適切な執行のためには市を挙げての取組みが重要な要素となるので、新規採用職員に対する初任者教育段階から、十分にその重要性の認識の醸成を図ることが必要である。

(4) 市区選挙管理委員会の職責と役割分担の再認識

政令指定都市の選挙事務においては、都道府県と市町村の選挙管理委員会との関係と異なり、市選挙管理委員会がその下部組織とされる区選挙管理委員会の指揮監督を担うという両者の関係が地方自治法施行令に明記されている。

このことを踏まえ、市選挙管理委員会は十分なリーダーシップを発揮するとともに、市と区の選挙管理委員会が相互の職責と役割分担を再認識し、密接な連携をもって相模原市として一体感のある適切な選挙執行に努める必要がある。

不適切処理の概要

今回の南区選挙管理委員会の不適切な処理は、平成27年4月12日執行の相模原市議会議員選挙南区選挙区の選挙結果を不服として最下位当選人の当選の無効を求める異議申出が同月27日に市選挙管理委員会に提出され、その審理のため南区選挙管理委員会が保管する点検済み投票を対象に市選挙管理委員会が5月20日に行った一部投票の開披再点検において明らかとなった。

まず、市選挙管理委員会と南区選挙管理委員会で投票の効力判定で判断が異なり、無効票とされていた1票が有効票と判定され候補者の得票結果に異動があり当落に影響が生じる事態となったが、これは市選挙管理委員会と南区選挙管理委員会との間で効力を判定する際の視点の統一や疑問票の判定結果をチェックする仕組みが十分でない可能性があった。

次に、白紙投票数が選挙録記載の1,683票より8票多い1,691票あることが確認され、その後の調査で、南区選挙管理委員会事務局職員による不適切な集計が行われたことが判明した。これは開票作業の終盤において、投票の数が投票者総数102,300人に対して6票多い102,306票であることに気づいた南区選挙管理委員会事務局職員が、原因を究明するために再点検を行うことにより生じる開票作業の混乱を恐れ、開票事務を早く終了させるため白紙投票の数を少なく記載する不適切な処理をしていたものであった。

次に、開票所において集計された全ての投票の数は、投票者総数102,300人よりも6票多い102,306票であったことが確認されたが、市選挙管理委員会の行った投票録等から算出される投票者数の再点検のほか、南区選挙管理委員会に保管されていた未使用の投票用紙や入場整理券の枚数等の確認調査の結果でも、南区選挙管理委員会確定の投票者数102,300人との差異について明確な原因を特定することはできなかった。

また、市選挙管理委員会の当選無効決定を不服とする審査の申立てに対し、神奈川県選挙管理委員会が裁決のために行った7月14日の全ての投票の再点検において、当選の効力に影響はなかったものの、市と区選挙管理委員会と異なる効力判定が示されたほか、一部の候補者の票束の間で混入票があったことも指摘された。

不適切処理の発生要因の分析と再発防止策

本委員会は、で示した不適切処理の事実を踏まえ、その事実を大きく3点に分類したうえで以下のとおり検証し、発生の要因と対応策について検討を行った。

1 投票の効力判定で判断が異なったことについて

(1) 効力判定のチェック体制

ア チェック体制の不備

(ア) 要因

選挙人の投票が有効か無効かの効力判定を行う体制として、これまでの選挙と同様に、複数の従事職員による効力判定と確認は行われていたが、効力判定に係る経験や知識が少ない職員同士による判定と確認により、効力判定に誤りが生じた可能性があった。

(イ) 対応策

あらかじめ班員の経験や知識を考慮したなかで、複数の従事職員による投票の効力判定を行う体制を組むとともに、審査第1係が疑問票や無効票と判断した全ての投票は、審査第2係の班長及び副班長が再確認することで、効力判定が異なった判断になることを防止する必要がある。

なお、複数の従事職員によるチェック体制や審査第2係での最終確認については、従事者に配布する手引に明記し、あらかじめ理解させておく必要がある。

イ 従事職員の経験不足

(ア) 要因

過去の選挙に従事していた職員が、退職や人事異動などにより選挙事務に従事できなくなっており、平成27年4月12日に執行された統一地方選挙の開票では、審査第1係及び同第2係とも約2割の職員が初めて効力判定業務に従事することとなっていたにもかかわらず、経験や知識が乏しい従事職員が適切に効力判定をできるようにするための対策が十分ではなかった。

(イ) 対応策

平常時から開票事務従事者を編成することなどにより、研修や効力判定シミュレーション等を実施し、選挙事務に関わる体制の構築や従事職員全体のレベルアップを図ることにより、職員の経験や知識の不足を補うことができると考える。

また、過去の選挙で培ってきた経験や知識を活用することにより、公平かつ正確な開票事務に資することが期待できることから、経験や知識が豊かな市職員OBの活用についても検討する必要があるものとする。

ウ 説明会の実施体制の不備

(ア) 要因

選挙期日の間近ではあるが、投票の効力判定を担う審査系の従事職員に対して、業務内容や投票の効力判定に係る説明会が行われている。

しかしながら、この説明会は班長及び副班長を対象に開催しており、他の班員は対象外となっているため、投票の効力判定に係る従事職員相互の共通認識が図られていなかった可能性があった。

(イ) 対応策

投票の効力の判定を担う審査係は、全ての班員を説明会の出席対象者とし、効力判定に係る従事職員相互の共通認識や確認を行うことにより、効力判定の判断に相違が出ないように体制を整える必要がある。

エ 資料配布等による情報の提供や共有体制の不備

(ア) 要因

従事職員が投票の効力判定を行うにあたり、あらかじめ判定の基準となる資料を配布しているが、情報量が多く、配布時期も選挙期日の間近となっていたため、従事職員が十分知識等の確認や修得ができていなかった。

また、投票の効力判定の参考となる情報が、事前に従事職員へ周知されていなかったため、従事職員が同じ基準で判断するために必要な準備が不足していた。

(イ) 対応策

なるべく早い時期に投票の効力判定に係る基本的な内容を記載した手引を、従事職員に事前に配布するとともに、ホームページに掲載した立候補者の情報や選挙公報の情報を職員専用ポータルサイトに掲載して周知しておく必要がある。

また、効力判定の具体的な事例を記載した分かりやすい手引を作成することにより、効力判定に必要な情報を提供することが重要である。

なお、開票所において効力判定で疑義が生じた案件については、市選挙管理委員会が必要に応じて他の開票所に情報を提供することにより、効力判定に必要な最新情報を開票所間で共有できる体制を構築することも必要である。

(2) 疑義あるときの相談体制

ア 市区選挙管理委員会に対する相談体制の不備

(ア) 要因

投票の効力判定で疑義が生じた際に、審査係が区選挙管理委員会に相談できる体制や区選挙管理委員会が市選挙管理委員会に相談できる体制が不十分なため、効力判定の判断に相違が生じた可能性があった。

(イ) 対応策

市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会の役割に応じた相談体制を明確にし、従事者に配布する手引への掲載や説明会での周知を行うとともに、審査係と区選挙管理委員会、区選挙管理委員会と市選挙管理委員会の関わりを強めることにより、これらが相互に相談しやすい体制や環境を整える必要がある。

また、審査係からの投票の効力判定に係る相談に備え、市選挙管理委員会と区選挙管理委員会による、効力判定事例の研究や勉強会を開催するほか、相互の相談体制を強化しておく必要がある。

イ 市区選挙管理委員会の連携不足

(ア) 要因

市選挙管理委員会と区選挙管理委員会がその職務に関し、相互に相談、理解する機会が不足していたため、いざという時の連携ができない可能性があった。

(イ) 対応策

平常時から市区選挙管理委員会相互の信頼関係を構築し、区選挙管理委員会で疑義が生じた際の市選挙管理委員会との相談体制を明確にするなど、市区選挙管理委員会の連携を強化するとともに、担当者間においても、会議の開催などにより、相互に相談、理解する機会を定期的に設けるなど、相互の情報共有を図ることが重要である。

ウ 市区選挙管理委員会のリーダーシップの不足

(ア) 要因

市議会議員及び市長の選挙に関する事務を管理するとともに、区選挙管理委員会を指揮監督する立場にある市選挙管理委員会のリーダーシップが十分に発揮されておらず、選挙の適正な執行に疑義を生じることとなった。

また、投票や開票などの選挙事務を担当する区選挙管理委員会からの投開票の現場に対する指示が十分でなかったことから、現場の状況が把握できない可能性もあった。

(イ) 対応策

市選挙管理委員会の更なる実務に関する知識、経験の習得や役割に応じた的確な体制を整える必要がある。

また、区選挙管理委員会から投開票の現場に対する指示や相談体制を再確認し、区選挙管理委員会としての的確な体制を整える必要がある。

(3) 開票事務における役割や作業の流れ

ア 一部の係の役割が手引で不明確

(ア) 要因

選挙ごとに、開票事務の概要や作業手順などを記載した手引が開票事務従事者に配布されているが、一部の係の役割が明確に記載されていない箇所があるため、当該係の従事職員に役割が伝わらない可能性があった。

(イ) 対応策

重要な役割は手引に明確に記載し、誤りのない事務処理が行われるよう従事者に周知することが必要である。

イ 各係の役割の理解不足

(ア) 要因

選挙の直前に開催している説明会等の機会を通じて、開票事務の概要や作業手順などの説明を行っているが、開票作業における各係の役割が開票事務従事者に十分に理解されていないことから、係の役割を逸脱した事務処理を行ってしまう可能性があった。

(イ) 対応策

新規採用職員研修、職員階層研修などを通じて、選挙事務が市の基本的な職務であることの意識づけを図るとともに、各係の分担に応じた役割に徹しないと事務処理誤りにつながることを、開票事務従事者に周知し、共通理解をさせることにより、正確な開票作業の徹底を図る必要がある。

また、各係の役割や責任を確認するとともに、初めて開票事務に従事する者に、作業内容をイメージさせるために、開票シミュレーションを体験させ、併せて動画の提供等を行うことにより、開票作業の周知を図ることが望ましい。

ウ 開票作業に取り組む意識が希薄

(ア) 要因

投票用紙読取分類機の使用により投票が正しく分類されているとの先入観から、業務に対する従事職員の意識が希薄になり、点検作業が機械的になっていた可能性があった。

また、読取分類機で分類された読取り不能票の手作業による分類を適切にできずに、票の混入等が発生した可能性も否定できない。

(イ) 対応策

投票用紙の分類は、適正に行われていたと考えるが、常に他の票が混入している可能性があることを意識して、確実に点検作業を実施しなければならない。

また、読取分類機を使用する場合には、読取り不能票となった票の分類作業は、より慎重に分類することにより、誤った分類となるリスクを減らすべきである。

(4) 従事職員の育成

ア 従事職員の経験不足

(ア) 要因

過去の選挙に従事していた職員が、退職や人事異動などにより選挙事務に従事できなくなっており、平成27年4月12日に執行された統一地方選挙の開票では、審査第1係及び同第2係とも約2割の職員が初めて効力判定業務に従事することとなっていたにもかかわらず、経験や知識が乏しい従事職員が適切に効力判定をできるようにするための対策が十分ではなかった。

(イ) 対応策

平常時から開票事務従事者を編成することなどにより、研修や効力判定シミュレーション等を実施し、選挙事務に関わる体制の構築や従事職員全体のレベルアップを図ることにより、職員の経験や知識の不足を補うことができると考える。

イ 説明会の実施体制の不備

(ア) 要因

従事職員に対する研修が、従事者編成が決まってから選挙期日までの短い期間の中に1日又は半日程度しか実施されておらず、その出席者も班長と副班長に限られていたことから、投票の効力判定に係る理解不足や従事職員相互の共通認識が十分に図られていなかった。

(イ) 対応策

平常時から開票事務従事者を編成することなどにより、研修や効力判定シミュレーション等を通じて選挙事務に関わる体制の構築や従事職員全体のレベルアップを図ることにより、従事職員の経験や知識の不足を補うとともに、従事者に配布する手引を早期に職員専用ポータルサイトに掲載することで習熟度を高めることも必要である。

また、投票の効力の判定を担う審査係は、全ての班員を説明会の出席対象者とし、効力判定に係る従事職員相互の共通認識や確認を行うことにより、効力判定の判断に相違が出ないよう体制を整える必要がある。

ウ 人材確保が不十分

(ア) 要因

投票の効力判定に係る執行体制を構築するにあたり、研修の機会などを通じた人材の養成及び育成が不十分であるため、経験や知識の高い職員の確保が難しい状況となっていた。

(イ) 対応策

投票の効力判定に係る執行体制の構築にあたり、効力判定の経験や知識の豊かな職員を優先的に配置するよう努めているが、平成27年4月12日に執行された統一地方選挙では、審査第1係及び同第2係とも約2割の職員が初めて従事していた現状があることから、平常時から研修の機会を設けるなど従事職員の養成と育成を図る必要がある。

また、市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会による、効力判定に係る事例研究や勉強会の開催などにより、選挙実務経験の共有や知識の向上を図ることも重要である。

2 白紙投票数が不適切に集計されたことについて

(1) コンプライアンス意識

ア コンプライアンス意識の不足

(ア) 要因

市区選挙管理委員会事務局職員のコンプライアンス意識の不足や、有効投票だけではなく白紙投票も有権者の意思であるとの認識が薄かったことに加え、開票事務の正確性より迅速性を優先してしまったことにより、不適切な集計処理をしてしまったものである。

(イ) 対応策

会議、研修、説明会等を活用して、職員としてのコンプライアンス意識の醸成に努めているが、選挙事務に係る法令違反などについて、個々の職員の理解を深める研修を実施することにより、選挙事務におけるコンプライアンス意識を高め、不適切な集計処理の防止を図ることが重要である。

(2) 選挙結果の早期確定に対する要請

ア 早期確定に対する要請を優先

(ア) 要因

公職選挙法第6条第2項にあるとおり、選挙管理委員会は選挙の結果を選挙人に対して速やかに知らせるように努めなければならないとされているところではあるが、最も重要な開票事務の正確性よりも迅速性を優先してしまったことが、不適切な集計処理をしてしまった要因の一つと考えられる。

(イ) 対応策

選挙結果を迅速に公表することは必要ではあるが、選挙事務の公正性、重要性に鑑み、正確な開票事務を第一とすることを市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会で共有し、徹底することにより、不適切な集計処理の防止を図ることが重要である。

(3) 責任者への報告・連絡・相談

ア 責任者への報告・連絡・相談体制の不備

(ア) 要因

開票作業において疑義や問題が生じた場合に、開票事務の最高責任者である開票管理者への報告相談が適切に行われておらず、選挙管理委員会事務局の考えだけで判断がされていたため、不適切な集計処理を防ぐことができなかった。

(イ) 対応策

開票管理者への報告の具体的な場面や内容を示したマニュアルの作成や、報告及び確認をするための帳票などにより開票作業の状況を報告、連絡、相談する体制を構築することにより、開票事務が組織としての意思決定に基づき適正に執行される仕組みを徹底する必要がある。

イ 市区選挙管理委員会の連携不足

(ア) 要因

市選挙管理委員会と区選挙管理委員会がその職務に関し、相互に相談、理解する機会がなく、市選挙管理委員会と区選挙管理委員会との連携ができなかったため、不適切な集計処理を防ぐことができなかった。

(イ) 対応策

平常時から市区選挙管理委員会相互の信頼関係を構築し、区選挙管理委員会で疑義が生じた際の市選挙管理委員会との相談体制を明確にするなど、市区選挙管理委員会の連携を強化するとともに、担当者間においても、会議の開催などにより、相互に相談、理解する機会を定期的に設けるなど、相互の情報共有を図ることが重要である。

(4) 投票者総数と投票の数が不一致の際の対応

ア トラブル発生に対する準備不足

(ア) 要因

過去の選挙で管理執行上問題となった事例等の情報が十分に共有されておらず、また、投票者総数と投票の数が不一致となった場合の具体的な対応が明確になっていないことに加え、トラブルの際の作業に要する人員体制が確保できていないことなどから、トラブル発生時の適切な判断、処理ができなかった。

(イ) 対応策

トラブルを想定した対応マニュアルとQ & A集、過去の選挙で管理執行上問題となった事例集を作成し従事者全員で共有することにより、トラブルにも適切に対応できるようにされたい。

また、トラブルが発生した場合の具体的な作業工程を示した選挙管理委員会事務局職員向けのマニュアル作成及び、報告、確認のための帳票

を整備し、区選挙管理委員会から市選挙管理委員会への報告、連絡、相談体制を構築するとともに、トラブルの際の再計数作業などを想定した人員をあらかじめ確保するなど、適切な対応を図る必要がある。

3 投票者総数より投票の数が多かったことについて

(1) 職員の選挙事務への意識づけと事務の習熟度

ア 職員の意識が希薄

(ア) 要因

現状の選挙前に実施される投票管理者、職務代理者、庶務主任を対象とした投票事務説明会や投票受付管理システム操作研修だけでは、選挙の知識の習熟度を高めるには十分ではなく、投票事務の手引による内容の理解も個々の職員に委ねられていた。また、選挙事務について、事務従事者全員での情報共有ができていないことから、共通認識が欠けていることが考えられる。

選挙の執行は行政の重要な役割であり、市の基本的な職務の一つであるが、職員が主体的に取り組む意識が希薄であった可能性があった。

(イ) 対応策

平常時から投票所従事者（投票管理者・職務代理者・庶務主任・他1名）を編成する等、職員ごとの分担を明らかにすることにより、選挙事務への意識づけと育成を図る必要がある。

また、分かりやすい従事者手引を整備するとともに、選挙に特化した情報を職員専用ポータルサイトへ掲示することにより、情報共有を図るとともに選挙の適切な実施に対する職員意識を高める必要がある。

研修については、現状の選挙前だけでなく、あらゆる機会をとらえて行う必要があり、新規採用職員研修、職員階層研修等においては、選挙事務が市の基本的な職務の一つであることの意識づけを図り、事務従事者研修においては、選挙の知識はもとより、選挙事務について再確認することを目標とされたい。また、選挙時研修においては、選挙の種別に即した実践的な内容の充実を図ることが重要である。

あわせて、市区選挙管理委員会内においても事例研究や勉強会の開催などにより、選挙実務経験の共有や知識の向上を図られたい。

イ 職員編成の問題と経験の不足

(ア) 要因

当日投票所においては、初めて事務に従事する職員の割合は全体の約2割であり、また、投票所ごとにレイアウトが異なるなどの個別事情の引継ぎにも留意する必要がある。

期日前投票については、従事職員が毎日変わることをはじめ、事務の習熟度に個人差が生じていることや、経験が乏しい職員同士が配置される場合があるなど、事務処理誤りが生じる可能性があった。

(イ) 対応策

平常時から投票所従事者（投票管理者・職務代理者・庶務主任・他1名）を編成するとともに、経験者を継続して同一施設に充て、各投票所の個別事情の継承を考慮した職員配置を行い、円滑に投票事務が運ぶようにする必要がある。

期日前投票においては、区選挙管理委員会によるサポート体制はあるものの期日前投票事務従事者の職員選考が部単位での推薦方式であるため、全員が期日前投票事務の未経験者という場合もあることから、複数の経験者を配置されるよう工夫されたい。

また、すでに述べているが、過去の選挙で培ってきた経験や知識を活用することにより、公平かつ正確な投票事務に資することが期待できることから、経験や知識が豊かな市職員OBの活用についても検討する必要があるものと考えられる。

ウ 市区選挙管理委員会のリーダーシップの不足

(ア) 要因

市議会議員及び市長の選挙に関する事務を管理するとともに、区選挙管理委員会を指揮監督する立場にある市選挙管理委員会のリーダーシップが十分に発揮されておらず、選挙の適正な執行に疑義を生じることとなった。

また、投票や開票などの選挙事務を担当する区選挙管理委員会からの投開票の現場に対する指示が十分でなかったことから、現場の状況が把握できない可能性もあった。

(イ) 対応策

市選挙管理委員会の更なる実務に関する知識、経験の習得や役割に応じた的確な体制を整える必要がある。

また、区選挙管理委員会から投開票の現場に対する指示や相談体制を再確認し、区選挙管理委員会としての的確な体制を整える必要がある。

(2) 投票用紙の交付に関する事務処理誤り

ア 名簿照合時の事務処理誤り発生の可能性

(ア) 要因

名簿照合係については、選挙人が持参する入場整理券に記載されているバーコードを読み込み、選挙人名簿との照合を行っており、転出等により、名簿に登載されていない場合等には、その旨のエラーメッセージが表示されるが、メッセージが出ても適切な対応を行わずに投票用紙の誤交付につながる可能性があった。

(イ) 対応策

現行のエラーメッセージの表示に加え、担当職員に落ち着いた行動を促すために当該メッセージに応じた具体的な行動ができる指示を表示させることが適切と考える。

イ 交付時の事務処理誤り発生の可能性

(ア) 要因

投票用紙の交付については、交付係が事前に投票用紙の数量確認を行うとともに名簿照合係とも連携を図り、複数人によるチェック体制を整えているところではあるが、二重交付や選挙種類誤りによる誤交付等の可能性が常にあり、特に選挙人の混雑時には、交付誤り等が発生するリスクが高まることとなる。

また、不在者投票においては、投票用紙請求書受付簿への確実な記入による発送・受領事務の管理はもとより、投票用紙と封筒の数等の管理も適切に行っているが、選挙人からの投票済み返送分の投票用紙の未封入や二重封入の可能性が考えられる。

(イ) 対応策

現行のチェック体制の見直しを図るとともに、各係の連携を密にし、従前より行っている名簿照合パソコンによる受付数、残票、入場整理券の100枚ごとのチェック作業の徹底と手順の確認、並びに、投票用紙自動交付機の導入により二重交付の防止を図るべきである。

加えて、投票用紙の持ち帰り防止のため、投票しない場合の投票用紙返却について、投票所内の掲示等により注意喚起を促す必要がある。

また、投票所の混雑緩和を図るため、時間ごとの混雑予想をホームページ等で周知するなど、投票行動の集中を避ける対応を促すことが望ましい。

不在者投票においては、不在者投票指定施設向けに二重封入・未封入の禁止等の注意事項を送付時に同封して注意喚起を行うことをさらに徹底する必要がある。

ウ トラブル発生に対する準備不足

(ア) 要因

投票用紙の交付に関して問題になりそうな事例が発生したときの具体的な対応が明確になっていないことや、過去の選挙で管理執行上問題となった事例等の情報が、投票事務従事者へ十分に提供されていないことでトラブルへの適切な対応が遅れる可能性があった。

(イ) 対応策

トラブルを想定した対応マニュアルとQ & A集、過去の選挙で管理執行上問題となった事例集を作成し、従事者全員で共有することにより適切に対応できるようにされたい。

また、トラブルが発生した場合の具体的な作業工程を示した選挙管理委員会事務局職員向けのマニュアル作成及び、報告、確認のための帳票を整備し、区選挙管理委員会から市選挙管理委員会への報告、連絡、相談体制を構築する必要がある。

(3) 投票録の投票者数と投票の数の不整合

ア 投票者数と投票の数が不整合の場合等の処理手順が不明確

(ア) 要因

投票者数と投票の数が不整合の場合等の処理手順が不明確なことや、投票を棄権した場合及び、投票用紙再交付の処理が徹底されていないことから、事務処理誤りの発生につながる可能性があった。

また、投票者数の集計を行う投票速報システムへの有権者数、投票者数の入力誤り等の可能性や、全国的な課題ではあるが、選挙人名簿登録地以外で行う不在者投票などにおいて、投票しなかった投票用紙が返票されない場合があり、投票者数と投票の数が不整合となりうることも考えられる。

(イ) 対応策

投票の棄権や再交付の取扱いについては、現在、投票事務の手引へ明記しているが、投票者数と投票の数が不整合の場合等の処理手順を明確にするとともに、投票事務説明会においても徹底することにより、不整合の防止を図る必要がある。

また、投票速報システムへの入力に際し、複数人によるチェック体制や入力手順の徹底実施を図るとともに、同時に行われる他の選挙との数量的整合の点検にも配慮する必要がある。

選挙人名簿登録地以外で行う不在者投票の請求者が投票しなかった場合の返還要請や、不在者投票指定施設からの未使用投票用紙の回収確認をさらに徹底することが必要である。

イ 開票所で、残票数の確認を行っていない

(ア) 要因

投票所閉鎖後に、投票所においては投票用紙交付数と名簿照合パソコンによる投票者数が一致しているかの確認をしているが、未使用の投票用紙については、計数を行っていないことから投票者数の正確性が担保されていない可能性がある。

(イ) 対応策

投票用紙の管理については適切に行っているが、投票所での未使用の投票用紙は開票所へ送致して計数を行い、投票録における投票者数との確認を行うことで、より投票者数の正確性を担保するべきである。あわせて、投票者数と投票の数の不整合があった場合の対応マニュアルを整備しておく必要がある。

ウ 投票終了時刻から開票所への送致までの時間が短い

(ア) 要因

午後 8 時の投票終了後、投票管理者と投票立会人は、投票箱等の送致準備から投票録の作成まで様々な事務を行い開票所へ向かうが、開票開始時刻（中央区・南区は午後 8 時 50 分、緑区においては 9 時 15 分）までの限られた時間の中では、余裕を持って事務を行うことができず、正確性を欠いてしまう可能性があった。

(イ) 対応策

開票結果を早期に確定させることは重要であるが、投票結果の正確性を最優先とし、そのため開票開始時刻の見直しについても視野に入れ検討すべきである。

(4) 相談体制が不十分

ア 相談体制が不十分である

(ア) 要因

問題発生時の投票所内での相談体制や、投票所から区選管への連絡などの対応が明確でないことから、事務処理誤りが生じる可能性があった。

また、船員の投票や在外選挙人の投票等については、投票事務の手引にその対応は記載されているが、特殊な投票であるため事務処理誤りが発生する可能性が高い。

(イ) 対応策

投票所内においては、問題発生が事後報告とならないよう、投票管理者への相談方法等を明確にして従事者との連携を密に行うとともに、投票管理者は、トラブル発生時の区選挙管理委員会への連絡を速やかに行うよう徹底する必要がある。

また、特殊な投票の事務処理については、その都度、区選挙管理委員会へ対応の確認を徹底することにより、事務処理の誤りを防止すべきである。

結びに

現在、我国の選挙制度は、18歳以上への選挙権の年齢引下げが予定されているが、このことのみならず、昨今の低迷する投票率に対応するため、有権者の更なる投票環境の向上を目的とした改正が検討されている。

こうした中、今後の投開票事務のあり方については、南区開票作業に端を發した今回の問題に対応するだけでなく、相模原市全体として選挙事務に取り組んでいく姿勢を明らかにすることを、まず第一に全職員で認識しなければならない。

今回の答申では、投開票事務に関わる様々な改善策を提案しているが、改善、見直しには不断の努力と全職員の意識改革が必要であり、そのためには新規採用職員を初めとした意識付けの研修などを継続して実施して行く必要がある。

また、開票事務は、結果を迅速に公表するという社会的な要請に配慮しながらも、公平性・正確性を担保することは当然のことであり、そのためには一定の時間を要することについて市民の方々の理解を得るため、積極的に情報発信を行っていくことも重要である。

今回の不適切処理の過ちを契機として、相模原市選挙管理委員会、各区選挙管理委員会を始めとした相模原市役所全体が選挙事務の重要性を再認識するとともに、簡素で効率的な行政運営は前提ではあるものの、不断の改善、見直しにより選挙事務執行体制の充実・強化を図り、市民、有権者の信頼回復に向け取り組んでいくことを切に願うものである。

なお、個々の要因への対応策については、選挙管理委員会がその内容と実現すべき時期を考慮して、現実に即した適切な改善計画を策定するとともに、その改善及び対応について我々委員はもとより、広く市民の方々に明らかにして理解を得ることを望むものである。

選挙事務に係る不適切処理に関する 再発防止のための答申（資料編）

資料1 不適切な事務処理の経緯

資料2 再発防止委員会の開催日程と検討内容及び提出資料

資料3 再発防止委員会設置規則

【資料1】不適切な事務処理の経緯

月 日	主 な 内 容
平成27年 4月12日(日)	相模原市議会議員選挙投開票日
4月13日(月)	市議会議員選挙当選人の決定告示
4月27日(月)	市選挙管理委員会に当選無効の異議の申出書が提出される(受理)
4月30日(木)	市選挙管理委員会にて当選無効の異議の申出書の受理報告をし、審理手順等を協議 ... 審理にあたり、事務局による準備調査を実施することとされた
5月14日(木)	市選挙管理委員会に準備調査結果の報告 ... 点検済み投票の一部につき開披再点検をすることを決定
5月20日(水)	開披再点検の実施
5月25日(月)	異議の申出に係る決定書交付、決定の要旨の告示(申出の認容)
5月25日(月)	開披再点検により判明した事案の原因を究明するため、市選挙管理委員会事務局に検証チームを設置
5月27日(水) ~6月1日(月)	検証チームによる審査第2係、計数・集約係への聞き取り
5月27日(水) ~6月10日(水)	検証チームによる残票確認、データ突合、入場整理券の点検
6月10日(水)	県選挙管理委員会に市選挙管理委員会の決定を不服とする審査申立書が提出される(受理)
6月11日(木) 及び 6月12日(金)	検証チームによる南区選挙管理委員会事務局職員への聞き取り
6月18日(木)	検証チームによる得票計算係、庶務係への聞き取り
6月30日(火)	検証チームによる南区選挙管理委員会事務局長、次長、副主幹に再聞き取り
7月8日(水)	開披再点検により明らかとなった事案の調査結果を公表(発表資料) ... 告発の方針を含め、関係機関と調整して厳正に対処する旨を質疑回答

月 日	主 な 内 容
7月9日(木) ~7月24日(金)	検証チームによる入場整理券の再読み込みとデータ照合
7月14日(火)	県選挙管理委員会による開披再点検(全票点検)を実施
7月15日(水)	投開票事務等の見直し検討会議を設置(初回会議は7/22) ... 市区選挙管理委員会事務局による改善検討
8月4日(火)	検証チームによる南区選挙管理委員会事務局長、次長、副主幹から再々聞き取り(いずれも元職)
8月7日(金)	県選挙管理委員会が審査の申し立てに対する裁決書の交付(申立ての棄却)
8月11日(火)	市選挙管理委員会及び南区選挙管理委員会で不適切集計に関する対応を協議
8月11日(火)	県選挙管理委員会が裁決の要旨を告示(神奈川県公報号外第63号)
8月31日(月)	神奈川県警察本部に告発状を提出
9月1日(火)	最下位当選者から県選挙管理委員会の審査申立ての棄却の取り消しを求めて東京高等裁判所に提訴

【資料2】再発防止委員会の開催日程と検討内容及び提出資料

回数	開催日・会場	審議内容及び提出資料
1	<p>9月3日(木)</p> <p>午後2時30分 午後4時50分</p> <p>相模原市役所 本館2階 議会応接室2</p>	<p>委嘱状交付 委員長の選任について 相模原市選挙管理委員会から諮問</p> <p>【議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相模原市の選挙事務について 2 不適切処理に係るこれまでの経過について 3 今後のスケジュールについて 4 その他 <p>【資料】</p> <p>(議題1関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第18回統一地方選挙「選挙のおしらせ」 2 開票事務の主な流れ <p>(議題2関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不適切処理に係るこれまでの経過 2 相模原市議会議員選挙南区選挙区の当選の効力に関する異議の申出の決定について(5月25日相模原市発表資料) 3 開披再点検で明らかとなった事案の調査結果について(7月8日相模原市発表資料) 4 相模原市議会議員選挙南区選挙区の審査の申立ての裁決について(8月7日神奈川県選挙管理委員会記者発表資料) 5 相模原市議会議員選挙南区選挙区開票事務の不適切処理に係る事案調査報告書 <p>(議題3関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今後の再発防止委員会の進め方について(案)

回数	開催日・会場	審議内容及び提出資料
2	<p>9月17日(木)</p> <p>午前10時00分 午前11時50分</p> <p>けやき会館2階 職員研修所 中研修室</p>	<p>【議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 投開票事務等の見直し検討会議での検討状況について 2 市選挙管理委員会と区選挙管理委員会の関係について 3 その他 <p>【資料】</p> <p>(議題1関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第18回統一地方選挙における相模原市職員等の投・開票事務に従事した者の内訳 2 第18回統一地方選挙における相模原市議会議員選挙南区選挙区の開票における審査係職員の審査経験数 3 相模原市職員を相模原市選挙管理委員会及び相模原市の区選挙管理委員会の事務に従事させる規程 4 相模原市の区選挙管理委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程 5 第18回統一地方選挙にける説明会等の実施状況 6 過去の選挙で管理執行上問題となった事例 7 市区選管における投開票等の見直し検討会議での課題改善に係る検討状況 <p>(議題2関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定都市選挙管理委員会と行政区選挙管理委員会との関係について
3	<p>10月5日(月)</p> <p>午前10時00分 午前11時32分</p> <p>相模原市役所 本館2階 議会応接室2</p>	<p>【議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 投票事務における問題点の整理と改善方策の検討について 2 その他 <p>【資料】</p> <p>(議題1関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 投票事務における問題点の整理と改善方策の検討について 2 効力判定のチェック体制と実施状況について 3 開票に関して区選管から市選管への問合せと対応したケースについて 4 投票終了から開票確定までの流れ(市議会議員選挙)

回数	開催日・会場	審議内容及び提出資料
4	<p>10月26日(月)</p> <p>午前9時30分 ～ 午前11時10分</p> <p>相模原市役所 本館2階 議会応接室2</p>	<p>【議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開票事務における問題点の整理と改善方策の検討について 2 その他 <p>【資料】</p> <p>(議題1関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 投開票事務における問題点の整理と改善方策の検討について(第3回委員会の資料を委員会の意見を反映した修正を行い再提出) 2 投票所への投票用紙の引渡しと具体的な管理方法について(上記1の資料の補足説明資料) 3 相模原市不祥事防止対策連絡会の設置に関する要綱
5	<p>11月13日(金)</p> <p>午前9時30分 ～ 午前10時47分</p> <p>相模原市役所 本館2階 第1特別会議室</p>	<p>【議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 答申書の骨子(案)について 2 その他 <p>【資料】</p> <p>(議題1関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 選挙事務に係る不適切処理に関する再発防止策について(答申)の骨子案
6	<p>11月30日(月)</p> <p>午前10時00分 ～ 午前11時38分</p> <p>相模原市役所 本館2階 第1特別会議室</p>	<p>【議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 答申書(案)について 2 その他 <p>【資料】</p> <p>(議題1関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 選挙事務に係る不適切処理に関する再発防止策について(案) 2 選挙事務に係る不適切処理に関する対応策一覧

【資料3】再発防止委員会設置規則

相模原市選挙事務不適切処理再発防止委員会規則

(設置)

第1条 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)第2条第2項の規定に基づき、相模原市選挙事務不適切処理再発防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、選挙事務に係る不適切な処理の再発防止に関する事項について、相模原市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内をもって組織する。

2 委員は、選挙事務について専門的な知識又は学識経験のある者のうちから市委員会が嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成27年12月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、相模原市選挙管理委員会事務局で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初の委員会の会議は、相模原市選挙管理委員会委員長が招集する。

(失効)

3 この規則は、平成27年12月31日限り、その効力を失う。